

袋財契第 16 号  
令和 4 年 9 月 1 日

関係各位

袋井市財政部財政課長

### 設計違算の判明について

令和 4 年 8 月 25 日に実施した建設工事入札について、疑義申し立てがあり、下記のとおり設計違算が判明しました。

設計違算の詳細な内容及び修正結果については、別紙「設計違算の対応について」をご覧ください。

### 記

1 入札番号、工事名

第 102 号 令和 4 年度 袋井市可睡寮屋根・外壁改修工事

2 開札日

令和 4 年 8 月 25 日

3 違算の内容

設計違算の詳細は別紙のとおりです。

違算修正結果を反映し、入札手続きを再開し落札決定を行います。

## 設計違算の対応について

- 1 入札番号 第102号
- 2 工事名 令和4年度 袋井市可睡寮屋根・外壁改修工事
- 3 疑義の内容

題名	共通仮設費における交通誘導員B単価の違算
	共通仮設費に積上計上する交通誘導員Bの単価を¥13,000で積算しているが、最新の静岡県労務単価¥13,500で計上すべきではないか。 10人工計上されているので共通仮設費は¥5,000増加し、予定価格、低入札調査基準価格が増額となるのではないか。

- 4 確認結果

設計違算あり。 疑義申し立てのとおり、交通誘導員の単価が誤っていました。 前年度の単価を適用し積算を行っていました。 設計書の単価修正を行います。 修正前 13,000 円/人 → 修正後 13,500 円/人 (前年度単価) (最新単価)
---

- 5 対応

設計違算が判明した箇所について設計書を修正し、再積算を行い、落札者を決定します。 なお、再積算をした結果ですが、修正後の増額は1万円未満にとどまります。 予定価格と低入札調査基準価格を算定する際には1万円未満の端数調整を行うため、当初の金額から変更はありません。
---